

第百九十三号議案

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和六年九月十八日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例（平成二十七年東京都条例第百十一号）の一部を次のように改正する。
別表第一中七の項から十五の項までを八の項から十六の項までとし、六の項の次に次のように加える。

七 知事

東京都原子爆弾被爆者等の援護に関する条例（昭和五十年東京都条例第八十八号）による被爆者の子に対する医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの

附 則

この条例は、令和七年三月一日から施行する。

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第九条第二項に基づき個人番号を利用することができる事務を追加する必要がある。

第百九十三号議案

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例